

□■受験対策ミニ講座 1号 2022□■（養成所ニュースプラス 6号）

先週の福岡会場で予定された相談援助演習が終了しました。コロナ禍での実施への不安やお叱りの声もありましたが、皆さんの協力の下、2年ぶりに対面で実施することができました。終了後のアンケートでは、何よりも通信制で共に学ぶ仲間と対面できたこと、グループワークで様々な意見を聞いたことに多くの声が寄せられました。皆さんで励まし合いながら国家試験合格を目指してもらいたと思います。

養成所としてもそれぞれのクラスで、1年生にはレポート作成や提出についての確認を、2年生には国家試験に向けた対策を直接伝えることができました。

さて、今回から「受験対策ミニ講座」を始めます。過去問題や模擬問題を皆さんと解いていきたいと思います。1年生も来年のイメージをつかむためにもお付き合いください。

■Plus Quiz

【第33回問題 91】社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 社会福祉士は資格更新のため、7年ごとに所定の講習を受講しなければならない。
2. 社会福祉士は相談業務を行う上で、クライアントの主治医の指示を受けなければならない。
3. 社会福祉士の「信用失墜行為の禁止」は、2007年（平成19年）の法律改正によって加えられた。
4. 社会福祉士の「秘密保持義務」は、社会福祉士の業務を離れた後においては適用されない。
5. 社会福祉士はその業務を行うに当たって、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

・(33期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリングへの出席」、「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・第35回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

受験申し込み手続きについてはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

※締切間近ですので、検討されている方は早急にご確認ください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Plus Column

【いよいよ国家試験にむけて】

来年2月に受験予定の皆さん、試験勉強は進んでいますか。中央法規の案内どおり6月から始めた卒業生は、「相談援助の基盤と専門職」に、33期生は「地域福祉の理論と方法」に取り組んでいる頃ですね。何人かの受講生からは、すでに一問一答問題集の2回目に入ったという声も聞こえてきています。とはいえ、コロナ禍で勉強どころではないという方もいるのではないのでしょうか。

スクーリング会場でも「明日から陽性者対応に1週間入る。」「利用者も職員もほぼ感染してしまった。」「自分も感染してしまい、後遺症で倦怠感が強く続いている。」というような話がありました。どれくらい神経をすり減らして現場から帰ってくるのか想像も及びません。

しかし、2月5日の国家試験は日に日に近づいています。どのように時間を捻出できるのかを考えて走り出さないといけません。

スクーリングでは、仕事も家庭も忙しくても今日から始める！と伝えてきました。先延ばしにしてもやらなくてはいけないことは同じです。加えて、やっかいなのは、相当の時間数が必要だということです。

【時間を作り出す】

皆さんには、中央法規の案内にあった時間の使い方に加え、養成所からも1日90分間の勉強時間の確保を伝えていきます。1問1分30秒の回答時間を考えると、問題集を開いて、7問回答して、解答チェックして問題集を閉じる。この15分間を職場の昼休みや勤務時間前後のどこかで確保します。家庭にいる方も同様です。既に始めている方からは、過去問を持ち歩くのは重いから、科目ごとに破いて持って行くという工夫や試験センターには過去問も解答も掲載されているからスマホで通勤時間にやっているという工夫など聞かせてもらいました。

そして、帰宅してからの75分間で問題集の解説部分を熟読し理解します。同じ問題は出ません。大事なのは、×の選択肢をどうしたら○の選択肢にできるのかを考え解説にあたることです。暗記ではなく理解することです。必要があれば、更にワークブックやテキストで線を引いて確認します。先輩は、好きな色のマーカーを使って気分を盛り上げたり、1回目と2回目で書き込むペンの色を変えるというような工夫をしていました。

まだ始めている方、今日からスタートしましょう。週5日は7問ずつ90分間を確保し、週1回は1週間の総復習とできなかった日の補習、週1回は休みというサイクルを守れば、月末には1年分の過去問150問が終わります。

令和7年からは、新しいカリキュラムでの試験になります。必ず受験をして、1回で合格してしましましょう！このメルマガは、試験当日まで皆さんと一緒に走っていきます。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答えと解説】

「相談援助の基盤と専門職」は、例年、基本的な内容を問う問題が多いです。その中でも社会福祉士の定義や義務等を規定する法律は、この5年間問題91に出題されています。今回は義務規定について取り上げました。

1. ×社会福祉士の資格更新に関する規定は定められていません。常に知識や技術の向上に努めなければならないことは規定されています。資格更新については第31回にも選択肢になっています。
2. ×主治医の指示に従わなければならない規定はありません。医師とは連携を図っていくことが規定されています。
3. ×「信用失墜の行為の禁止」は制定時から規定されています。2007（平成19）年の法改正で加えられたのは、「誠実の義務」や「資質向上の責務」などです。
4. ×正当な理由がない場合や社会福祉士の業務を離れた後でもその秘密を漏らしてはならないとあります。
5. ○社会福祉士は業務に当たり、連携を保たなければなりません。「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡および調整」という文言は2007（平成19）年の法改正で追加され、社会福祉士にとって「連絡および調整」の役割が法律上明確になりました。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus